

【資料 1】

特許権の実効的な保護のための 関連データの取扱いについて

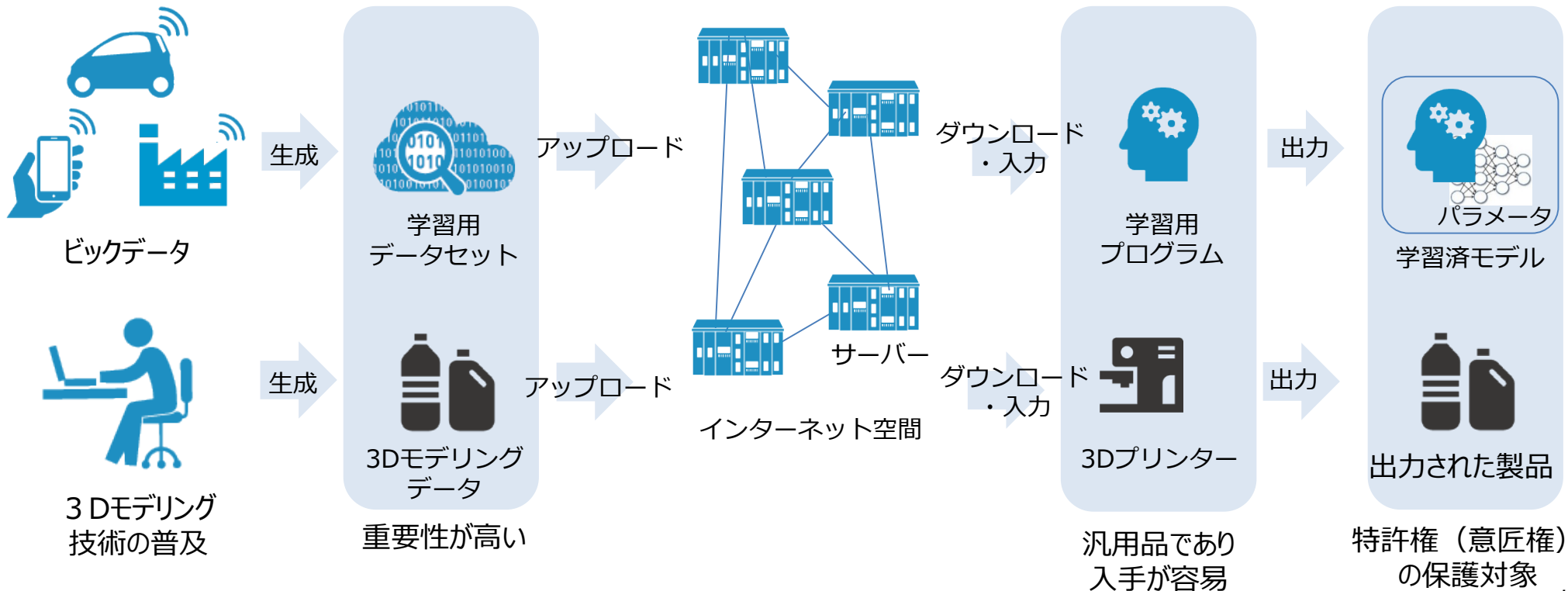
令和2年5月13日

特許庁

検討の背景

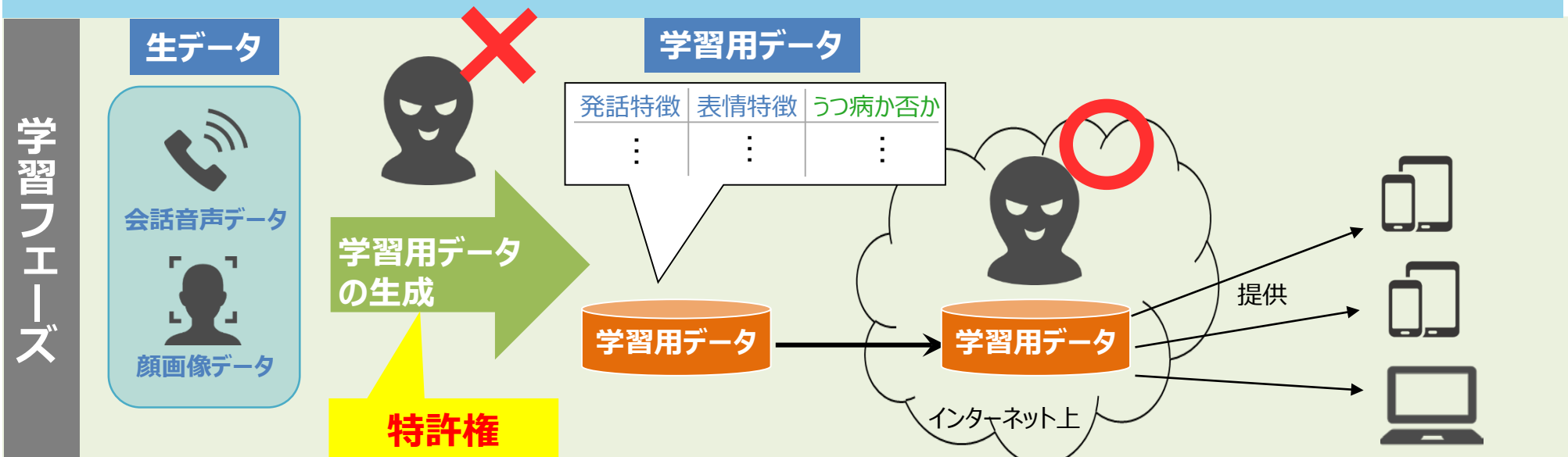
- 特許制度は、「物」や「方法」の発明を保護する制度であるが、近年、第四次産業革命の進展によって、「データ」が大きな役割を果たす技術が多く創出されている中、**特許発明を実効的に保護**するためには、**特許発明の実施に関連する「データ」の取扱い**について、検討が必要ではないか？

例：AI関連発明に関連する学習データ、学習済みパラメータや、3Dプリンティング技術に関連する3Dモデリングデータなど



問題の所在①：AIの学習用データの生成方法の特許

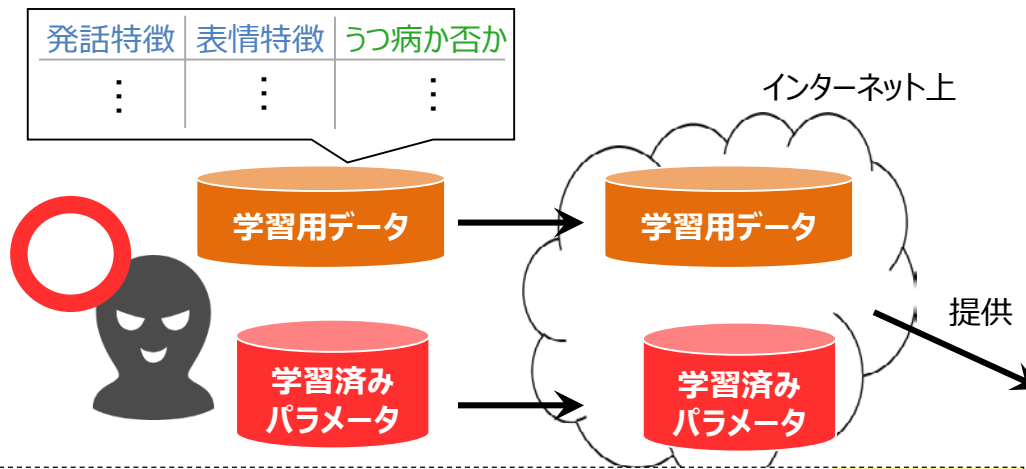
- **AIの学習用データの生成方法の特許**を取得している場合、
 - ・ 現行法上、**特許権者に無断**で特許発明と同一の方法で学習用データを生成している者に対しては、**生成する行為を侵害**とすることが**可能**。
 - ・ 他方、一旦**無断で生成された学習用データの提供**を行う者に対しては、**提供行為を侵害とすることができない**。また、**海外で無断で生成されたデータを国内に提供する行為を方法特許の使用に基づいて侵害とすることは難しい**。
- 不競法の**限定提供データ**は、**特定の者に提供する情報として蓄積・管理**されているデータの不正な取得・使用・開示が要件とされており、**無断で生成されたデータは対象とならない**。



- ✓ うつ病リスクの推定に用いるニューラルネットワークを学習するための**学習用データを生成する方法**であって、
- ✓ ユーザの会話音声データから**発話に関する特徴量を抽出**するステップと、
- ✓ ユーザの顔画像データから**表情に関する特徴量を抽出**するステップと、
- ✓ **発話に関する特徴量と、表情に関する特徴量と、ユーザがうつ病か否かを示す診断情報とが互いに対応付けられた学習用データを生成**するステップと、を含む方法。

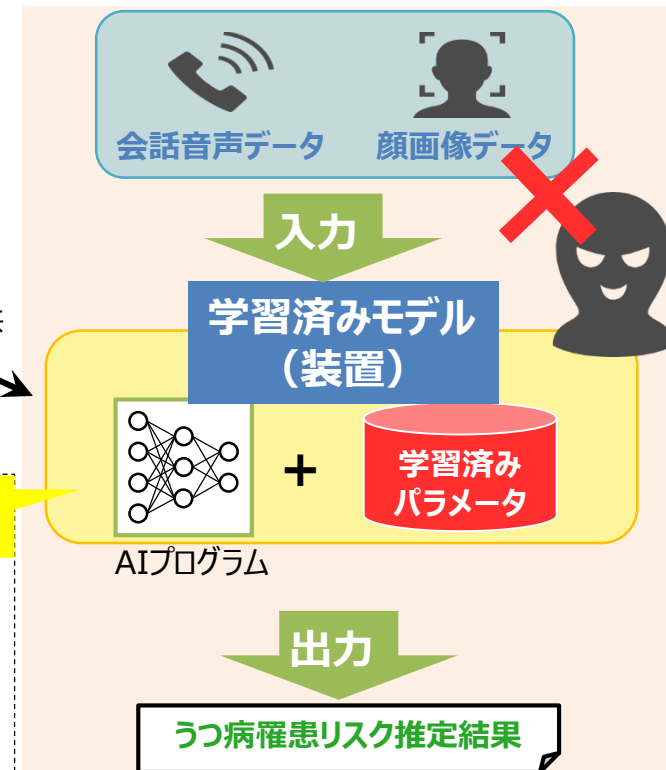
問題の所在②：学習済みモデルを利用した推定装置の特許

- **AIの学習済みモデルを利用した推定装置の特許**を取得している場合、
 - 現行法上、特許権者に無断で特許発明と同一の学習済みモデルの装置を生産・使用している者に対しては、**生産・使用する行為**を侵害とすることが**可能**。
 - 他方、学習済みモデルを無断で生産する者が用いる学習用データや学習済みパラメータを提供する者に対しては、**提供行為**を侵害とすることが**できない**。
- 不競法の**限定提供データ**は、**特定の者に提供**する情報として蓄積・管理されているデータの**不正な取得・使用・開示**が要件とされており、データを**正当に生成・取得**した場合は対象とならない。



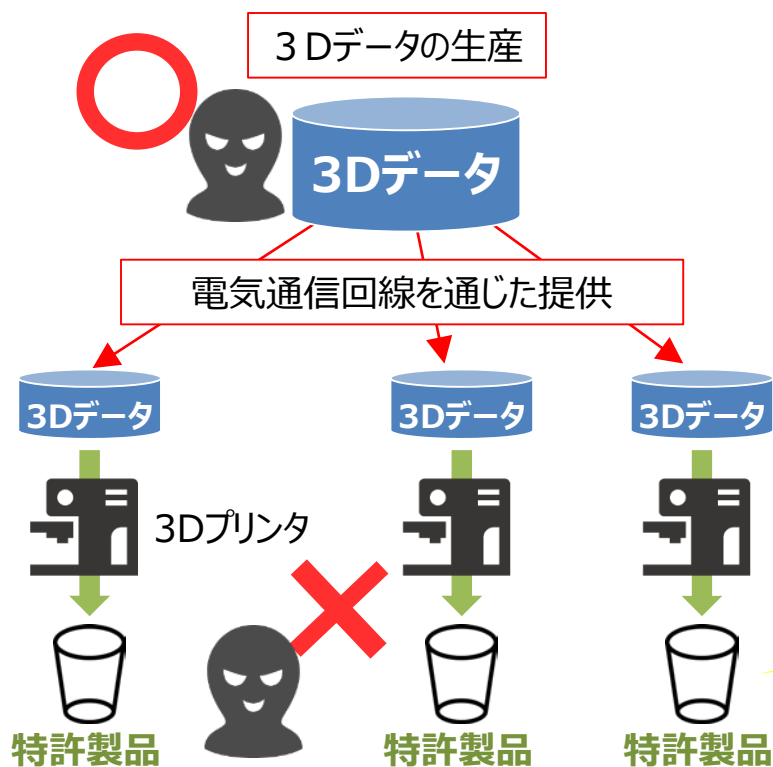
- ✓ うつ病に罹患する可能性の度合いであるうつ病リスクを推定する**うつ病リスク推定装置**であって、
- ✓ ユーザの会話音声データ及び顔画像データを取得する取得部と、
- ✓ 会話音声データにおける当該ユーザの発話区間から**発話に関する特徴量を抽出**する発話特徴抽出部と、
- ✓ 顔画像データから**表情に関する特徴量を抽出**する表情特徴抽出部と、
- ✓ **学習済みニューラルネットワーク**に対して、前記ユーザの発話に関する特徴量及び表情に関する特徴量を入力し、**うつ病リスクを出力する推定部**と、を備え、
- ✓ 前記**学習済みニューラルネットワーク**は、発話に関する特徴量及び表情に関する特徴量が入力されると、推定されるうつ病リスクを出力するように、発話に関する特徴量、表情に関する特徴量及びうつ病か否かを示す診断情報が互いに関連づけられた**学習用データ**を用いて機械学習処理が施された、うつ病リスク推定装置。

特許権

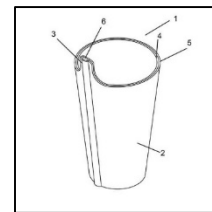


問題の所在③：特許製品に関連する3Dプリンタ用データ

- 3Dプリンタ用データをウェブサイト※からダウンロードし、3Dプリンタで特許製品を出力することが容易化。また、3Dスキャナの普及により、現物から3Dプリンタ用データを生成することも容易化。
- **製品の特許**を取得している場合、
 - 3Dプリンタを用いて製品を生産・使用する者に対しては、**生産・使用する行為**を侵害とすることが**可能**。
 - 他方、製品の生産に用いる**3Dプリンタ用データを生産・提供する者**に対しては、**生産・提供する行為**を侵害とすることは**できない**。



- ✓ ストロー機能を備えた飲料用容器であって、
- ✓ 前記飲料用容器は、内側容器と外側容器の2重構造からなり、前記内側容器は前記外側容器に対して着脱自在に嵌合されるとともに、
- ✓ 前記飲料用容器は、容器本体部と、側面視において前記容器本体部の開口部の上面から突出する1又は複数の吸口部とから構成され、
- ✓ 前記内側容器の外側及び前記外側容器の内側、或いは、前記内側容器の外側又は前記外側容器の内側いずれか一方に、飲料流路となるストロー孔を形成するための凹部が連続して形成され、
- ✓ 前記ストロー孔の一端は前記吸口部の上端部に開口し、他端は前記外側容器の内面底部に向けて開口している、
- ✓ ことを特徴とする飲料用容器。



特許権

※ 例えば、
<https://www.shapeways.com/>
<https://www.rinkak.com/jp/>
<https://www.thingiverse.com/>

検討の方向性

- 以上の課題に対処するため、以下のような方策により、**特許発明に関連するデータの流通等を侵害行為として捉える**ことが考えられるか？

(1)特許方法により生成されたデータの使用、譲渡等

⇒「データを生成する方法の発明」の実効的な保護を図るため、**特許法2条3項3号**の「物を生産する方法の発明」に「**データを生成する方法の発明**」も含めることにより、**生成されたデータの提供等**も侵害と位置づけることが考えられないか？

(2)特許製品の生産や特許方法の使用に用いるデータの譲渡等

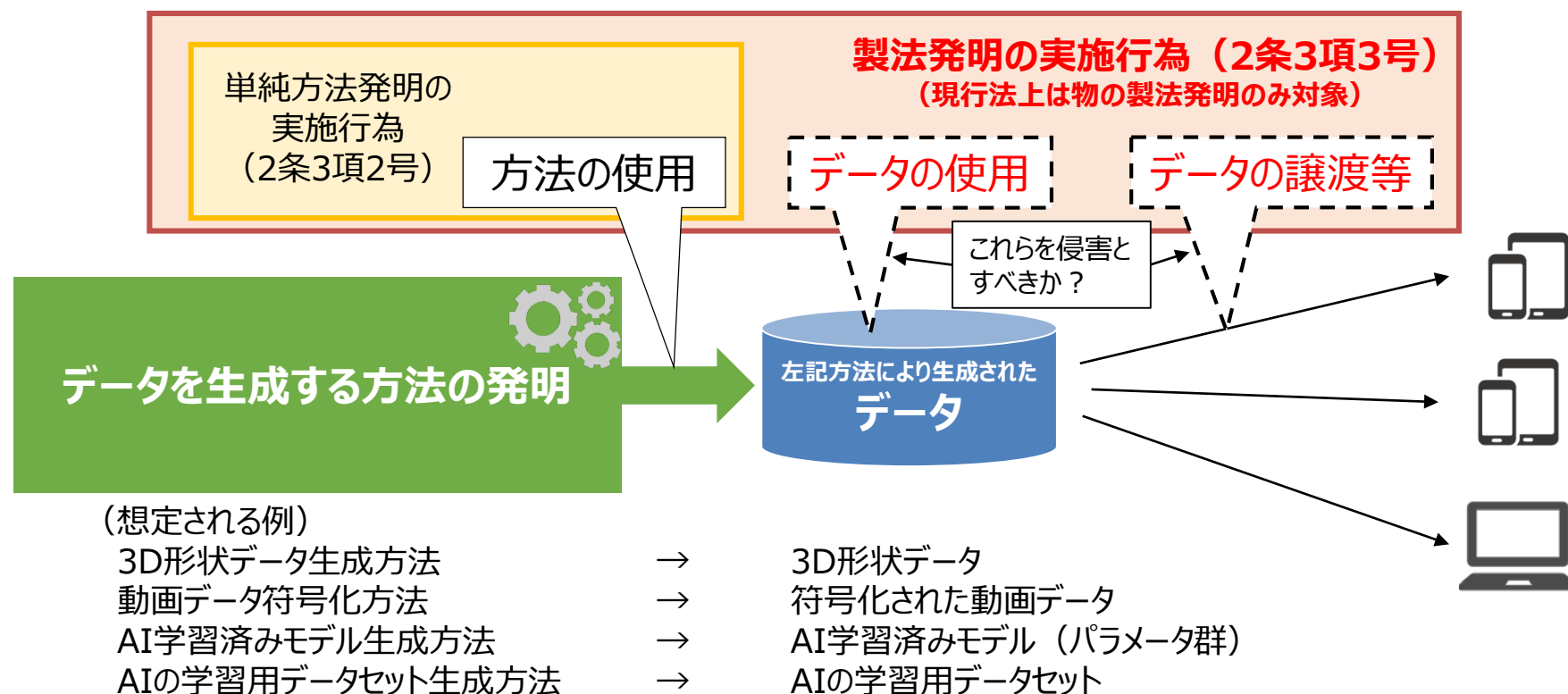
⇒「データを用いることで完成する発明」の実効的な保護を図るため、**特許法101条1,2,4,5号**の「その物の生産（その方法の使用）に用いる物」に「**その物の生産（その方法の使用）に用いるデータ**」も加えることにより、**特許発明の実施を完成させるために用いられるデータの提供等**も侵害と位置づけることが考えられないか？

（注）現行の特許法では、「物」は「プログラム等を含む」とされ、「プログラムに準ずる」（すなわちプログラムに類似する性質を有する）「データ構造」又は「構造を有するデータ」※が含まれるものと解されるが、単なるデータは含まれない。

※ 特許・実用新案審査ハンドブック附属書B第1章によれば、「データ構造」は、「**データ要素間の相互関係で表される、データの有する論理的構造**」、「構造を有するデータ」は「**データ要素間の相互関係で表される論理的構造を有するデータ**」と定義されている。

(1) 特許方法により生成されたデータの使用、譲渡等

- 現行の特許法上、特許発明である「データを生成する方法」を使用する行為は侵害として捕捉できるが（2条3項2号）、**当該方法により生成されたデータの使用、譲渡等**は侵害として捕捉できない（2条3項3号）。
- 上記データの使用、譲渡等についても侵害として捕捉できるようにするため、特許法2条3項3号の「物を生産する方法の発明」に**「データを生成する方法の発明」**も含めることについて、どう考えるべきか？



各国における特許方法による生産物の保護

日本



第2条3項 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）…（略）…
- 二 （略）
- 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

➤ 特許法上、「物」は有体物またはプログラム等と解されるから、特許方法による生産物が「プログラム」や「プログラムに準ずる、構造を有するデータ」である場合には、保護の対象となり得る。

➤ **単なるデータのように準プログラムに該当しないデータは、特許法上の「物」に当たらず、特許方法により生成されたものであっても保護対象とならない。**

米国



第271条

(a)～(f) （略）

(g) 何人かが権限を有することなく、合衆国において特許された方法によって製造された製品を合衆国に輸入し又は合衆国において販売の申出をし、販売し若しくは使用した場合において、その製品に係る輸入、販売の申出、販売又は使用が当該方法特許の存続期間中に生じていたときは、当該人は、侵害者としての責めを負わなければならない。

➤ 271条(g)の適否に関する判決として、※1～※6を参照。

➤ 判決からは、概ね以下の事項が読み取れる。

➤ 特許方法の生成物として、無形の抽象的な情報については271条(g)は適用されない（※1,2,6）が、コンピュータ可読媒体に記録されるデータは、物理的な製品として271条(g)の対象となり得る（※3,4）。

➤ 271条(g)の適用を受けるためには、特許方法の各ステップを実行することで製品（データ）が「製造」されることを要し（※3,4）、特許方法が情報の単なる伝送や配布に向けられている場合には、「製造」に当たらず、同条は適用されない（※2,5）。

➤ 271条(g)の「製品」は、売買の対象となるものであるべき（※3,6）。

独
国



第9条 …（略）…特許所有者の同意を得ていない第三者は、次の行為をすることを禁止される。

1.～2. （略）

3. 特許の対象である方法によって直接に得られた製品を提供し、市販し若しくは使用し、又は当該目的のために輸入し若しくは所持すること

➤ 最高裁判決（※7）は、特許方法であるデータ符号化方法によって得られた抽象的なデータ構造について保護を認めた。（ただし、権利の消尽を理由に侵害は否定。）

➤ 最高裁判決（※8）は、**「直接製品」は原則として特許対象となり得るものであるべきであり、試験結果等の単なる情報は「直接製品」に当たらない旨**判示した。

※1 Bayer AG v. Housey Pharmaceuticals, 340 F.3d 1367, 1377-78 (Fed. Cir. 2003).

※2 NTP, Inc. v. Research In Motion, Ltd., 418 F.3d 1282 (Fed. Cir. 2005).

※3 CNET Networks, Inc. v. Etilize, Inc., 528 F.Supp.2d 985, 987 (N.D. Cal. 2007).

※4 Ormco Corp. v. Align Tech., Inc. 609 F.Supp.2d 1057 (C.D. Cal. 2009).

※5 Yangaroo Inc. v. Destiny Media Tech. Inc., 720 F.Supp.2d 1034 (E.D. Wis. 2010).

※6 Boehm v. Future Tech Today, Inc., Case No. 6:15-cv-277-MC (D. Or. May. 19, 2015).

※7 連邦通常裁判所, 2012年8月21日判決, X ZR 33/10

※8 連邦通常裁判所, 2016年9月27日判決, X ZR 124/15

検証事例 1：学習用データ・学習済みモデルを生成する方法の発明

【1】会話音声データと顔画像データから「学習用データ」を生成する方法により生成された「**学習用データ**」の使用、譲渡等

【2】学習用データから「学習済みモデル（パラメータ群）」を生成する方法により生成された「**学習済みモデル（パラメータ群）**」の使用、譲渡等

【概要】

ユーザが日常的に使用するスマートフォンや従業員のPC等を用いたうつ病リスク推定装置のための、学習用データ又は学習済みニューラルネットワークの生成方法の発明。

【請求項 1】

うつ病に罹患する可能性の度合いであるうつ病リスクの推定に用いるニューラルネットワークを学習するための学習用データを生成する方法であって、

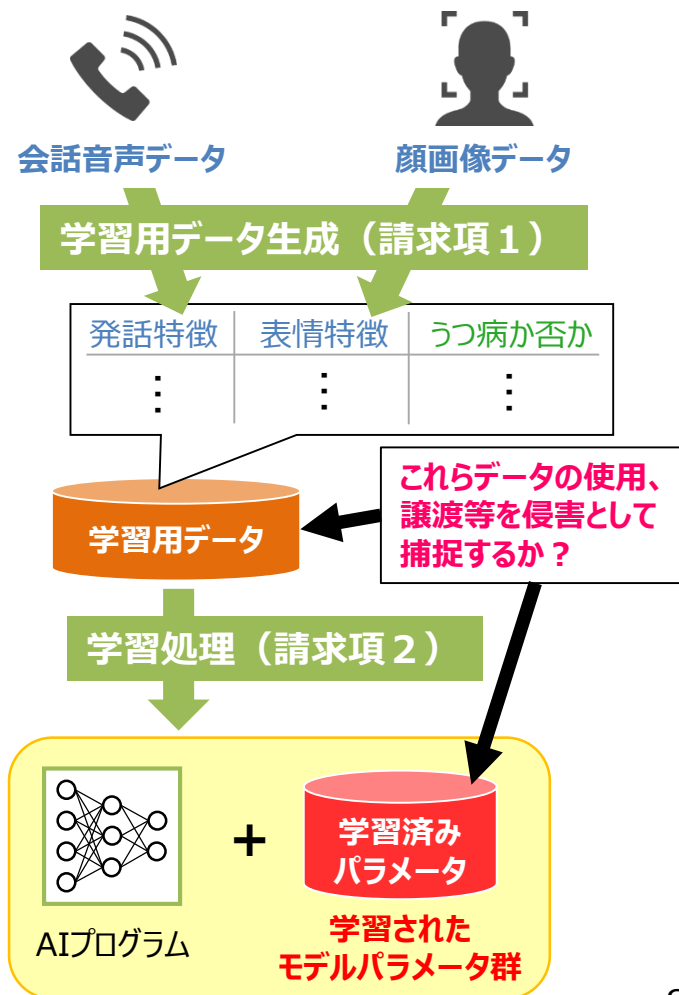
ユーザの会話音声データにおける当該ユーザの発話区間から発話に関する特徴量を抽出する発話特徴抽出ステップと、

前記ユーザの顔画像データから表情に関する特徴量を抽出する表情特徴抽出ステップと、

前記発話に関する特徴量と、前記表情に関する特徴量と、前記ユーザがうつ病か否かを示す診断情報とが互いに対応付けられた学習用データを生成する生成ステップと、を含む方法。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の方法によって生成した学習用データを用いた機械学習処理により、発話に関する特徴量と表情に関する特徴量が入力されたときに推定されるうつ病リスクを出力する学習済みニューラルネットワークを生成する方法。



検証事例 2：学習用データを生成する方法の発明

- 少量の元データから多量の「学習用データ」を生成する方法により生成された「**学習用データ**」の使用、譲渡等

【概要】

少量の元データからでも特に画像解析に適した教師データを効率的に生成できる技術に関する発明。

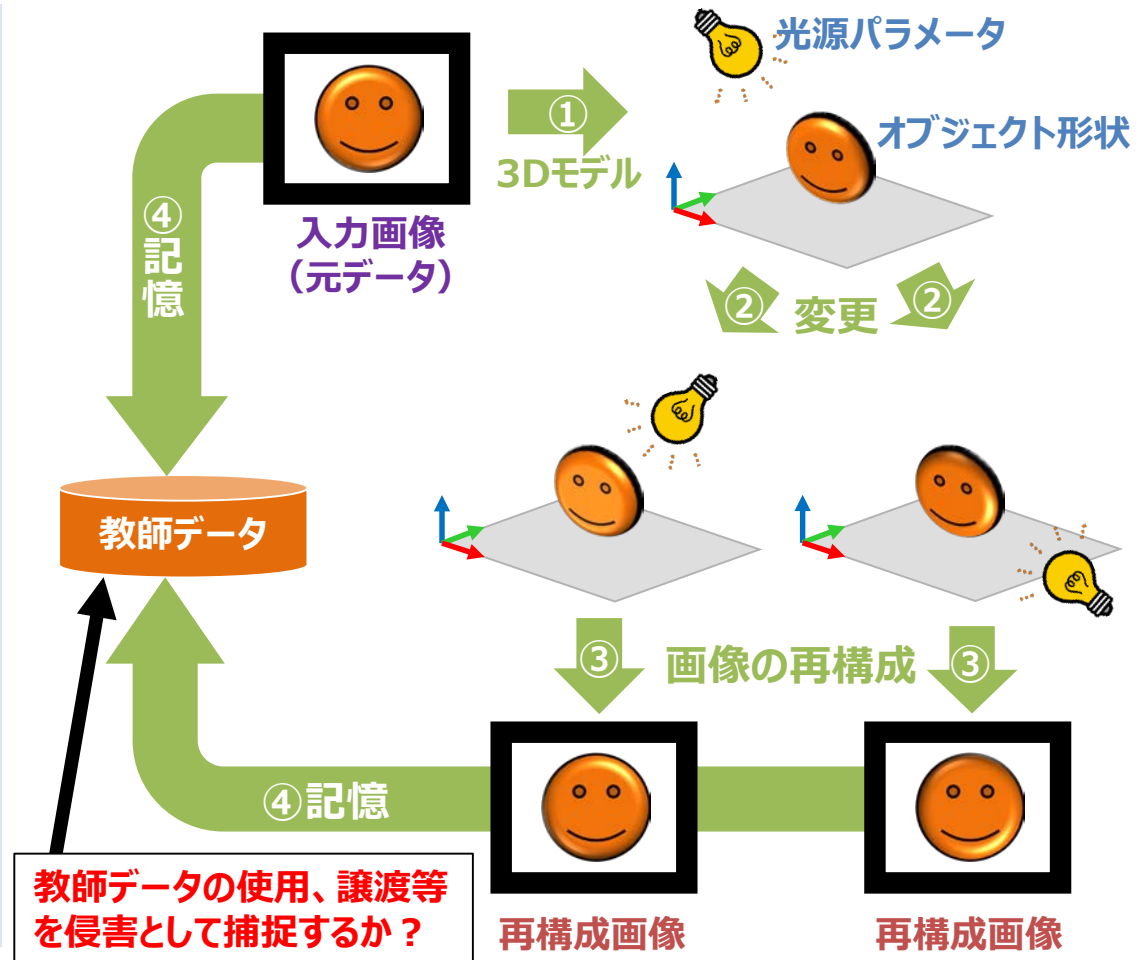
【請求項 1】

機械学習に用いられる**教師データ**を生成する方法であって、

写真である**入力画像**から3Dモデルの**オブジェクトの形状**及び**光源パラメータ**を含む**画像固有成分**を抽出する工程と、

抽出された前記**画像固有成分**を変更して、一又は複数種類の**別の画像固有成分**を生成する工程と、前記**別の画像固有成分**を用いて、前記**入力画像**に対応する3Dモデルの**再構成画像**を生成する工程と、を含み、

前記**入力画像**及び前記**再構成画像**を**教師データ**として記憶する、**教師データ**の生成方法。



検証事例 3 : データを圧縮する方法の発明

- デジタルデータを圧縮（符号化）する方法により生成された**圧縮後のデジタルデータ**の使用、譲渡等

【概要】

画像フォーマットGIFに用いられる画像圧縮の方法。

【請求項 1】

デジタル入力信号ストリームから圧縮デジタル出力信号ストリームを発生する方法であつて、該方法が

前記入力信号ストリームの中の連続する文字を前記入力信号ストリームの中で以前に遭遇した文字ストリングを各記憶されたストリングに符号をつけて保持する記憶ストリングテーブルの内容と比較して前記記憶ストリングテーブルの中に記憶されている一つのストリングに一致する前記入力信号ストリームの中の最長ストリングに対応する符号を決める段階と、

前記記憶ストリングテーブルへ前記入力信号ストリームの中の次の文字と一緒に接頭部を含む記述項をさらに追加して、該記述項に符号を割当てする段階と、

前記出力信号ストリームの中に前記記憶ストリングテーブルから引き出された符号を入れる段階とを含み、

出力信号ストリームには接頭部の符号だけが追加されること、及び拡張文字が記憶ストリングテーブルの内容と比較される入力信号ストリーム中の次の文字ストリングの最初の文字を形成することを特徴とするデジタル信号ストリーム圧縮方法。



静止画データ
(圧縮前)



静止画データ
(圧縮後)

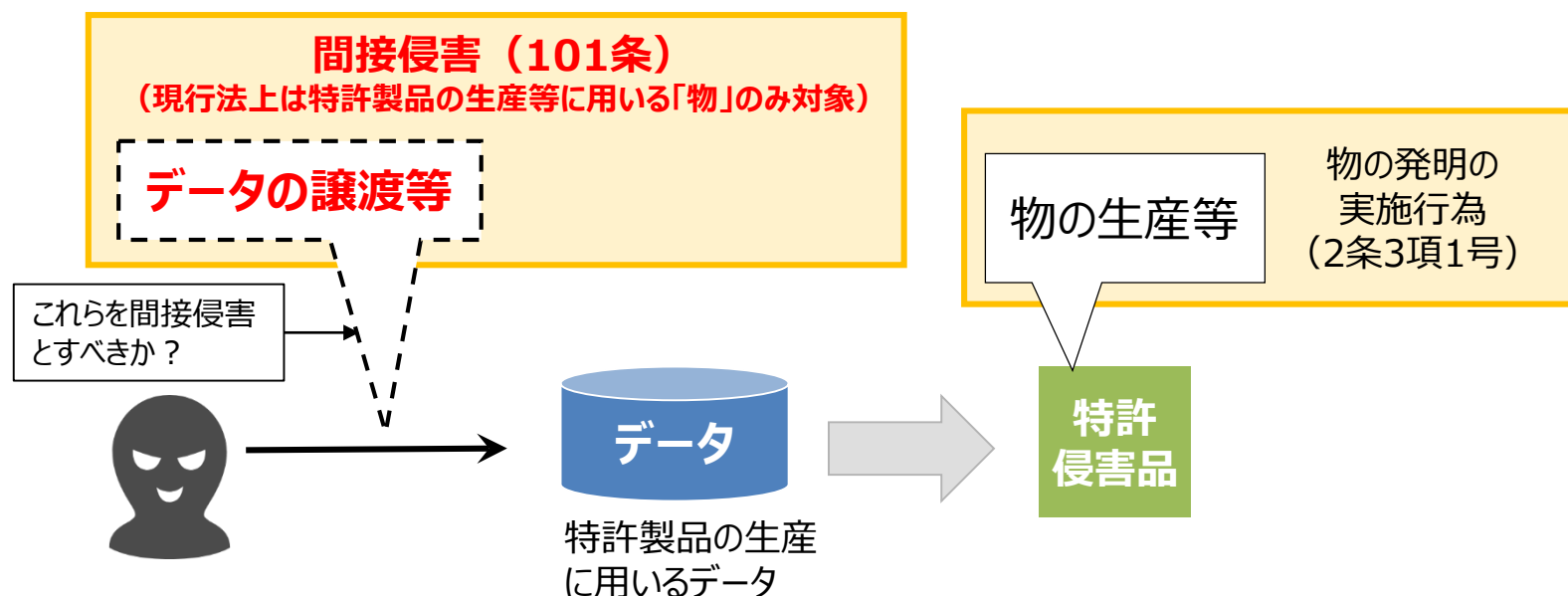
圧縮後のデータの使用、譲渡等を侵害として捕捉するか？

(2) 特許製品の生産や特許方法の使用に用いるデータの譲渡等

- 現行の特許法上、「特許製品の生産」や「特許方法の使用」に用いるデータの譲渡等は間接侵害とならない。
- こうしたデータの譲渡等を間接侵害で捕捉できるようにするため、特許法101条1,2,4,5号の「その物の生産（その方法の使用）に用いる物」に「その物の生産（その方法の使用）に用いるデータ」も加えることについて、どのように考えるべきか？

※想定される間接侵害

- ✓ その物の生産（その方法の使用）にのみ用いられる物（いわゆる「のみ品」）の生産・譲渡等〔101条1,4号〕
- ✓ その物の生産（その方法の使用）に用いられる物であって、その発明による課題の解決に不可欠なものを、特許権の存在及び特許発明の実施に用いられることを知りながら生産・譲渡等をする場合〔101条2,5号〕



各国における間接侵害規定

日本



第101条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。
 一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
 三～六 （略）

- プログラムに準ずる3Dプリンタ用データ構造やAI学習済みモデルは、「その物の生産（のみ）に用いる物」に該当し得る。
- 他方、単なるデータとしての3Dプリンタ用データ等は、「その物の生産（のみ）に用いる物」に該当せず、間接侵害を問うことはできない。

米国



第271条
(b) 積極的に特許侵害を誘発する者は、侵害者としての責めを負わなければならない。（いわゆる誘引侵害）
(c) 特許された機械、製造物、組立物若しくは組成物の構成要素又は特許方法を実施するために使用される材料若しくは装置であつて、その発明の主要部分を構成しているものについて、それらが当該特許の侵害に使用するために特別に製造若しくは改造されたものであり、かつ、一般的市販品若しくは基本的には侵害しない使用に適した取引商品でないことを知りながら、合衆国において販売の申出をし若しくは販売し、又は合衆国に輸入する者は、寄与侵害者としての責めを負わなければならない。（いわゆる寄与侵害）

- 特許製品を製造するための3Dプリンタ用データは通常「機械、製造物、…の構成要素」には当たらないと考えられるため、(c)寄与侵害には該当しない可能性が高い（※1）。
- 特許発明を製造可能なデータの配布行為は、(b)誘引侵害に該当し得る。ただし、一般に、主観的要件（侵害を助長するような意図）の立証のハードルは高い（※1）。

独国



第10条
(1) 特許は、特許所有者の同意を得ていない第三者が、当該発明の本質的要素に関連する手段をその発明の本法の施行領域内での実施のために、本法の施行領域内で、特許発明を実施する権限を有する者以外の者に提供又は供給することを禁止するという更なる効力を有するが、ただし、当該手段がその発明の実施に適したものであり、かつ、そのように意図されていることを、当該第三者が知っているか又はそれが状況からみて明白であることを条件とする。
(2)～(3) （略）

- 特許製品を製造するための3Dデータの配布行為は、間接侵害に該当し得ると考えられる（※1）。

韓国



第127条 次の各号の区分による行為を業とする場合には、特許権又は専用実施権を侵害したものとみなす。
 1. 特許が物の発明である場合：その物の生産にのみ使用する物を生産・譲渡・貸与又は輸入したりその物の譲渡又は貸与の請約をする行為
 2. （略）

- 現行法では無体物は間接侵害とならない。
- 特許製品の3Dプリンティングデータの伝送等を間接侵害に含めるよう、特許法の改正を進めている（※2、※3）。

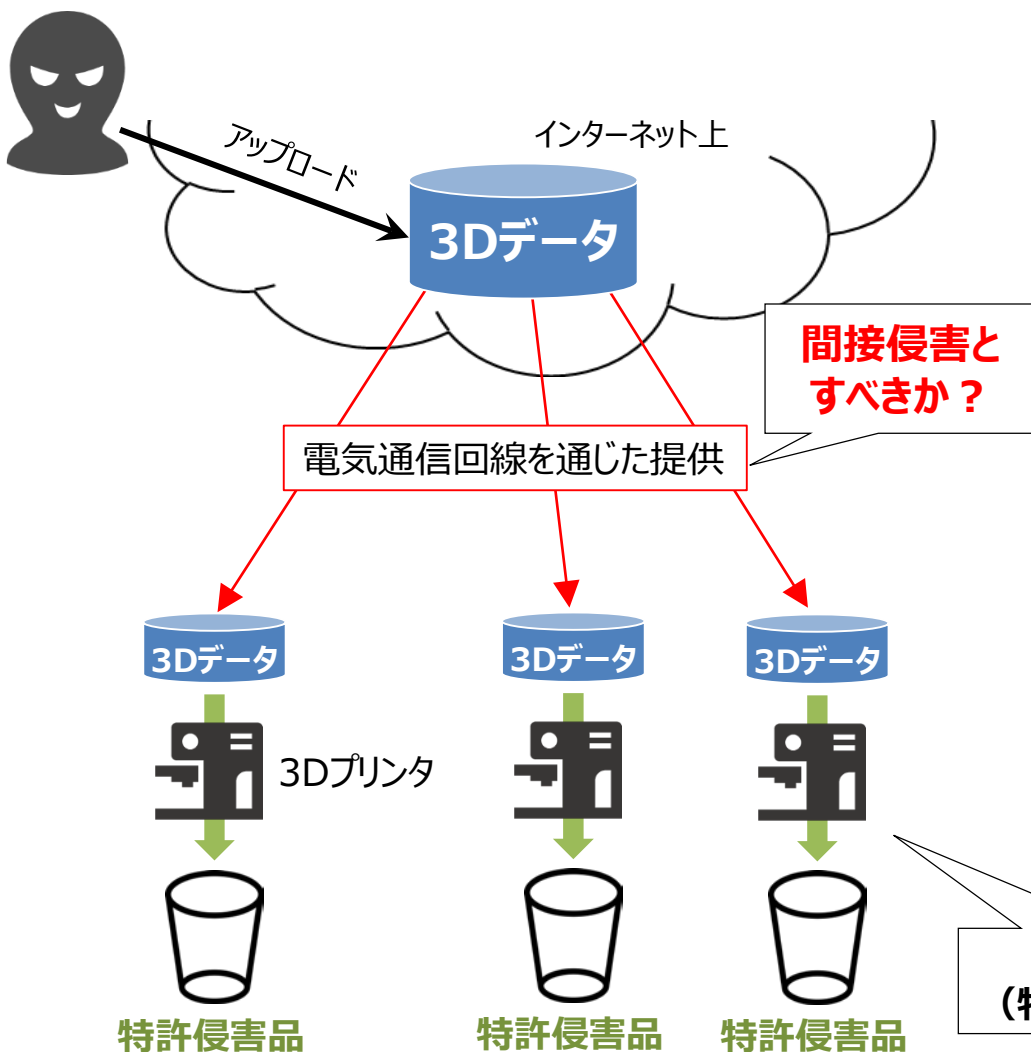
※1 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所「AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方に関する調査研究報告書」（平成29年2月）

※2 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/15abb3dd948e2056.html>

※3 https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/law_amendments/2019/bill_190318_patent.html

検証事例 4 : 特許製品の3Dプリンタ用データの提供行為

● 特許製品の生産に用いる3Dプリンタ用データの譲渡等

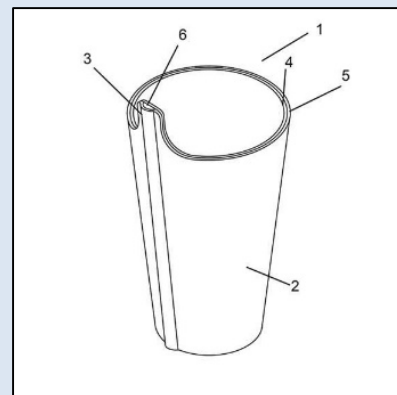


【概要】

容器と別体のストローを使用することなく、容器内に收容されている飲料を吸うことができる飲料用容器を提供すること。

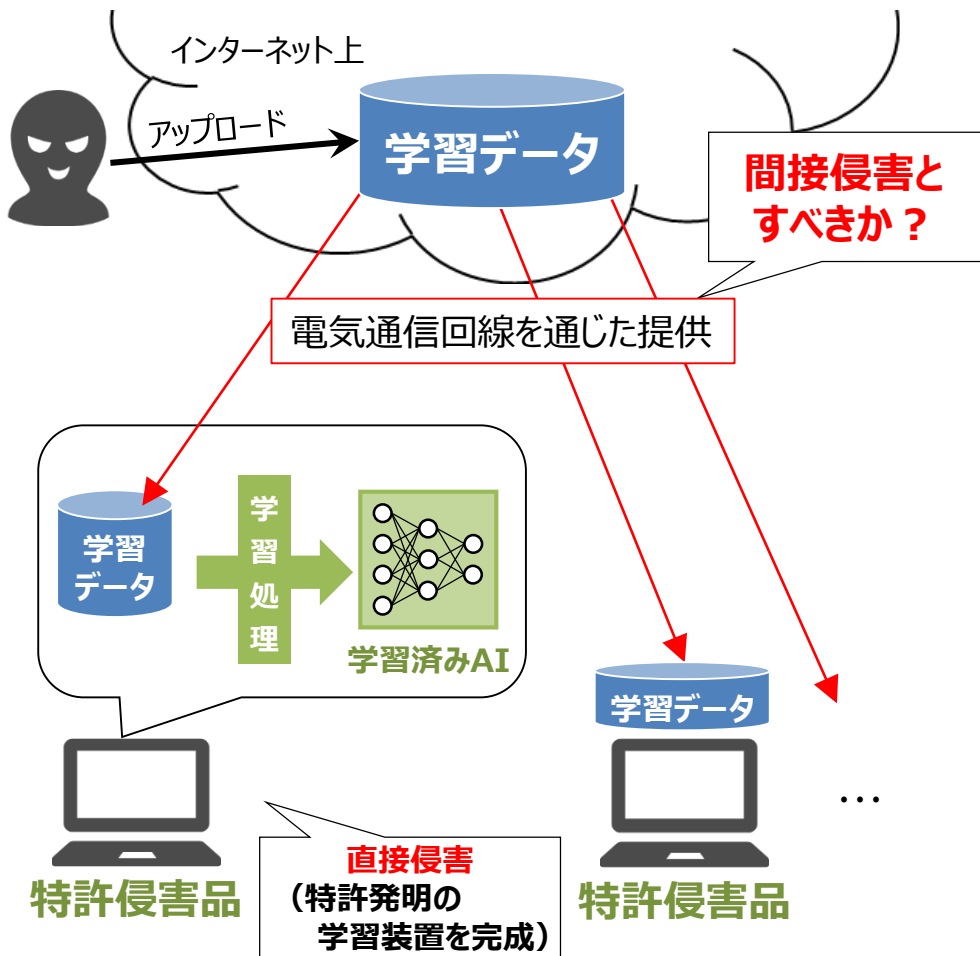
【請求項 1】

ストロー機能を備えた飲料用容器であって、
前記飲料用容器は、内側容器と外側容器の2重構造からなり、
前記内側容器は前記外側容器に対して着脱自在に嵌合されるとともに、
前記飲料用容器は、容器本体部と、側面視において前記容器本体部の開口部の上面から突出する1又は複数の吸口部とから構成され、
前記内側容器の外側及び前記外側容器の内側、或いは、前記内側容器の外側又は前記外側容器の内側いずれか一方に、飲料流路となるストロー孔を形成するための凹部が連続して形成され、
前記ストロー孔の一端は前記吸口部の上端部に開口し、他端は前記外側容器の内面底部に向けて開口している、
ことを特徴とする飲料用容器。



検証事例 5 : AI関連発明の学習用データセットの提供行為

● AIモデルの学習処理を行う発明に用いる学習用データセットの譲渡等



【概要】

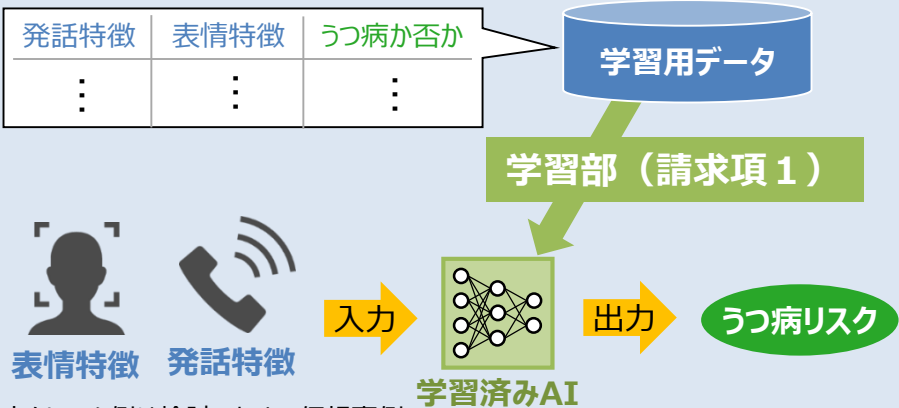
ユーザが日常的に使用するスマートフォンや従業員のPC等を用いて、簡便にうつ病のリスクを推定可能とするための、ニューラルネットワークの学習装置。

【請求項 1】(AIの学習フェーズ)

うつ病に罹患する可能性の度合いであるうつ病リスクの推定に用いるニューラルネットワークを学習するうつ病リスク学習装置であって、

ユーザの会話音声データにおける当該ユーザの発話区間から抽出された発話に関する特徴量と、前記ユーザの顔画像データから抽出された表情に関する特徴量と、前記ユーザがうつ病か否かを示す診断情報とが互いに対応付けられた学習用データを記憶する記憶部と、

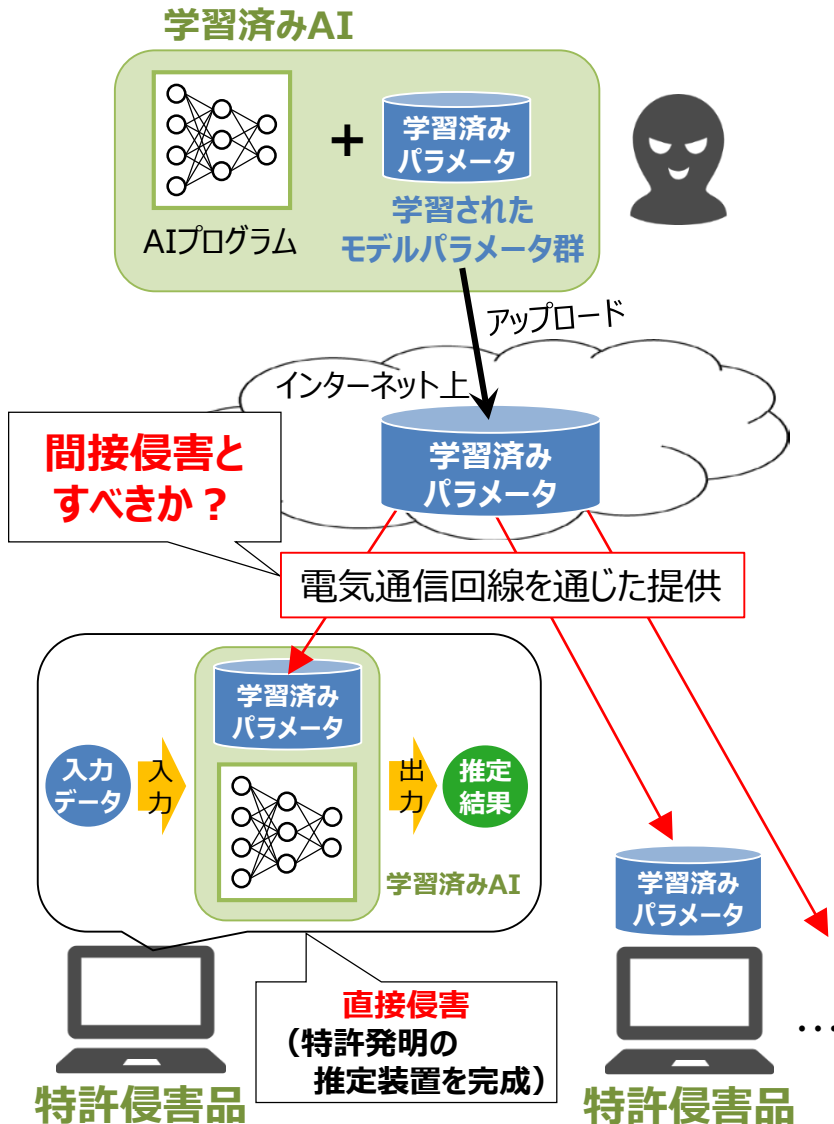
記憶部に記憶された学習用データを用いて、発話に関する特徴量及び表情に関する特徴量が入力されるとうつ病リスクを出力するように、ニューラルネットワークを学習する学習部と、を備えた、うつ病リスク学習装置。



※ 本クレーム例は検討のための仮想事例。

検証事例 6 : AI関連発明の学習済みモデルパラメータの提供行為

● 学習済みAIの利用処理の発明に用いる**学習済みモデルのパラメータ**の譲渡等



【概要】

ユーザが日常的に使用するスマートフォンや従業員のPC等を用いて、簡便にうつ病のリスクを推定可能な装置の発明。

【請求項 2】(学習済みAIの利用フェーズ)

うつ病に罹患する可能性の度合いであるうつ病リスクを推定するうつ病リスク推定装置であって、

ユーザの会話音声データ及び顔画像データを取得する取得部と、
会話音声データにおける当該ユーザの発話区間から発話に関する特徴量を抽出する発話特徴抽出部と、

顔画像データから表情に関する特徴量を抽出する表情特徴抽出部と、

学習済みニューラルネットワークに対して、前記ユーザの発話に関する特徴量及び表情に関する特徴量を入力し、うつ病リスクを出力する推定部と、を備え、

前記学習済みニューラルネットワークは、発話に関する特徴量及び表情に関する特徴量が入力されると、推定されるうつ病リスクを出力するように、発話に関する特徴量、表情に関する特徴量及びうつ病が否かを示す診断情報が互いに関連づけられた学習用データを用いて機械学習処理が施された、うつ病リスク推定装置。



※ 本クレーム例は検討のための仮想事例。 15

議論すべき論点

- **円滑なデータ流通の要請とのバランスをどのように考えるか？**
- **対象とするデータの範囲を限定することは考えられるか？**
 - ✓ 現行法の「プログラム等」※で、どこまで保護が可能か？ 一般的な「構造を有するデータ」、あるいは、単なるデータも含めて対象を広げるべきか？
 - ✓ AI関連発明や3Dプリンタ以外の分野への波及をどう考えるか？
- **直接侵害と間接侵害による保護の違いをどう考えるか？**
 - ✓ 間接侵害であれば、一定の要件がかかるため、適切な限定が可能か？
- **侵害が立証できるかどうかも含め、実効的な権利保護が可能か？**
- **他法令（不正競争防止法、著作権法）や諸外国法制との整合性をどう考えるか？**

※ 現行の特許法上、「物」には「プログラム等」が含まれるとされており、「データ構造」又は「構造を有するデータ」のうち、「プログラムに準ずる」（すなわち、コンピュータによる情報処理を規定する）ものについては、「プログラム等」に含まれると解されている（特許・実用新案審査ハンドブック附属書B第1章 2.1.2）。

また、特許・実用新案審査ハンドブック附属書B第1章によれば、「構造を有するデータ」は、「データ要素間の相互関係で表される論理的構造を有するデータ」として定義されている。

(参考) 現行特許法における規定①

特許法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

(参考) 現行特許法における規定②

特許法（抜粋）

（侵害とみなす行為）

第百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 三 （略）
- 四 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 五 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

六 （略）

(参考) 特許法上の「物」と「データ構造」

特許法 (抜粋)

2条3項1号 物（プログラム等を含む。以下同じ。）…（略）…

2条4項 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつて**プログラムに準ずるもの**をいう。

特許・実用新案審査ハンドブック 附属書B第1章 コンピュータソフトウェア関連発明 (抜粋)

用語の説明

「**プログラムに準ずるもの**」：コンピュータに対する直接の指令ではないためプログラムとは呼べないが、**コンピュータの処理を規定するものという点でプログラムに類似する性質を有する**ものをいう。例えば、データ構造が「プログラムに準ずるもの」に該当することがある。

「**データ構造**」：データ要素間の相互関係で表される、データの有する論理的構造をいう。

「**構造を有するデータ**」：データ要素間の相互関係で表される論理的構造を有するデータをいう。

2.1.2 「構造を有するデータ」及び「データ構造」の取扱い

(1) 審査官は、「構造を有するデータ」及び「データ構造」がプログラムに準ずるもの、すなわち、データの有する構造がコンピュータの処理を規定するものという点でプログラムに類似する性質を有するものであるか否かを判断する。「**構造を有するデータ**」及び「**データ構造**」が**プログラムに準ずるものである場合には、これらは(コンピュータ)ソフトウェアと判断され、「構造を有するデータ」及び「データ構造」であっても、プログラムに準ずるものでない場合には、これらはソフトウェアと判断されない**(プログラムに準ずるものである場合に関しては、事例2-8等を参照)。

(参考) データ保護法制の現状

- 特許法では、特殊なデータ構造を有するデータ等については、プログラム等に該当するものとして発明の対象となっているが、権利化のハードルは非常に高い。
- その他、不正競争防止法（営業秘密、限定提供データ）、著作権法、契約、不法行為（民法一般）により、データの扱いについて、法的に規律がなされているところ。

	要件		民事措置		刑事措置	備考
	保護されるデータ	不正行為	差止	損害賠償	懲役/罰金	
営業秘密	①秘密管理性 ②非公知性 ③有用性	不正取得・ 不正使用等	○		○	他社に広く提供されるデータは保護されない
限定提供データ	①限定提供性 ②電磁的管理性 ③相当蓄積性	不正取得・ 不正使用等	○		×	・技術上又は営業上の情報である必要あり ・秘密として管理されている者を除く ・オープンなデータを除く
特許発明	データ構造のうち、プログラムに準ずるもの（進歩性等も満たす）	権利者の許諾のない実施等	○		○	単なるデータは保護されない。
著作権	データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの	権利者の許諾のない複製等	○		○	創作性がないデータ（工場の稼働データ等）は保護されない
契約	データ一般	契約違反行為	○（契約当事者のみ）		×	契約当事者以外に適用できない
不法行為	データ一般	故意/過失による権利侵害行為	×	○	×	原則として差止不能